

第109期 計 算 書 類

第109期 事 業 報 告

第109期 附 属 明 細 書

第109期 連 結 計 算 書 類

(2019 年 4 月 1 日 から
2020 年 3 月 31 日 まで)

株式会社 **広島銀行**

第109期計算書類・第109期事業報告・第109期附属明細書・第109期連結計算書類は以下の通りであります。

2020年5月12日

株式会社 広島銀行

取締役頭取 部谷俊雄



目 次

監 査 報 告 書

計 算 書 類

第 1 貸 借 対 照 表

第 2 損 益 計 算 書

第 3 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

事 業 報 告

附 属 明 細 書

連 結 計 算 書 類

第 1 連 結 計 算 書 類 の 作 成 方 針

第 2 連 結 貸 借 対 照 表

第 3 連 結 損 益 計 算 書

第 4 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島銀行 監査役会

常任監査役(常勤)

片山 仁



常任監査役(常勤)

益 裕治



社外監査役

武井 孝斗



社外監査役

高橋 義則



社外監査役

吉田 正子



監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島銀行

常任監査役(常勤)

山 仁 

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会に報告をし、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島銀行

常任監査役(常勤)

益 裕 治 

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島銀行

社外監査役

武井 泰斗 

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島銀行

社外監査役

高橋義則 

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査役会に出席し、常任監査役から経営会議その他重要会議の状況のほか、監査の実施状況及び結果について報告を受け、支店においても業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役会及び監査役会等においてその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島 銀行

社外監査役

吉田 正子 

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高山 裕三 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森本 洋平 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大江 友樹 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬に

よる重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高山 裕三 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

森本 洋平 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大江 友樹 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬

による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第109期 計 算 書 類

(2019 年 4 月 1 日 から)
(2020 年 3 月 31 日 まで)

第109期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	1,471,326	預金	7,541,559
現金	77,713	当座預金	461,586
預金	1,393,612	普通預金	4,367,218
預け	6,711	貯蓄預金	71,074
コ買特	6,313	通定期積	21,884
一入定	6,235	定期積	2,193,569
品有融の	1,135	その他の預金	27
商特	5,099	譲渡性預金	426,198
金有	171	コールマネー	167,491
国地社株	1,136,265	売却現先勘	100,000
株	319,928	債券貸借取引受入担保金	79,420
そ	132,915	特定取引負債	321,008
の	236,467	借入金	3,814
他	93,373	外国為替	3,814
の	353,581	未払外為替	639,493
証	6,479,709	信託勘定負債	639,493
手引手書	21,193	未決法費	3,502
割引形書	121,577	未払受取	3,348
手証当	5,559,988	未前給付	154
外	776,949	未前給付	32
買取	34,990	未前給付	41,541
取	33,474	未前給付	465
そ	406	未前給付	3,747
未	1,108	未前給付	5,420
前	106,427	未前給付	1,746
未	1	未前給付	1
先	757	未前給付	13,528
金	5,099	未前給付	4,019
融	1,429	未前給付	592
商	7,931	未前給付	338
品	26,885	未前給付	11,680
等	64,322	未前給付	2,530
の	92,974	未前給付	94
他	11,738	未前給付	547
の	56,644	未前給付	1,177
資	561	未前給付	13,605
産	5,330	未前給付	35,232
地	18,699	未前給付	8,951,052
産	9,119	未前給付	
物	6,931	未前給付	
業	2,188	未前給付	
用	53,340	未前給付	
返	4,965	未前給付	
金	35,232	未前給付	
	△31,848	未前給付	
資産の部合計	9,411,933	負債の部合計	8,951,052
		(純資産の部)	
		資本	54,573
		本剰余金	30,739
		資本準備金	30,634
		その他資本剰余	105
		利益剰余金	338,614
		利益準備金	40,153
		その他利益剰余	298,461
		別途積立金	273,604
		繰越利益剰余	24,857
		自己株	△984
		株主資本合計	422,943
		その他有価証券評価差額金	15,005
		繰延ヘッジ損益	△5,025
		土地再評価差額金	27,781
		評価・換算差額等合計	37,762
		新株予約権	176
		純資産の部合計	460,881
		負債及び純資産の部合計	9,411,933

第109期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	120,938	
経資	常金	76,662	
	貸有コ預	61,982	
	の	12,765	
	の	283	
	の	367	
	の	1,262	
	の	189	
信	務受	23,760	
役	の	7,380	
	の	16,379	
特	定	750	
	商	105	
	の	644	
	の	10,223	
	の	1,735	
	の	8,488	
	の	0	
	の	9,352	
	の	8	
	の	8,571	
	の	773	
経資	常金	8,358	
	預	1,881	
	の	54	
	の	△36	
	の	1,780	
	の	567	
	の	693	
	の	2,316	
	の	1,101	
	の	10,855	
	の	2,792	
	の	8,062	
	の	4,933	
	の	4,839	
	の	93	
	の	0	
	の	52,138	
	の	7,168	
	の	2,791	
	の	1,141	
	の	1,160	
	の	1,741	
	の	333	
			83,454
経特	固抱	8	
	の	173	
	の		37,484
	の		181
特	固減	174	
	の	2,294	
	の	1,070	
			3,538
税法	引前	7,934	
法	人	2,031	
法	人		34,127
当	人		
	期		9,966
	純		24,161

第109期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	54,573	30,634	105	30,739	40,153	254,604	25,619	320,376	△1,026	404,663
当期変動額										
剰余金の配当							△5,934	△5,934		△5,934
別途積立金の積立						19,000	△19,000	-		-
当期純利益							24,161	24,161		24,161
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			△0	△0					42	42
土地再評価差額金の取崩							10	10		10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	19,000	△761	18,238	41	18,280
当期末残高	54,573	30,634	105	30,739	40,153	273,604	24,857	338,614	△984	422,943

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	35,668	△2,016	27,792	61,444	176	466,283
当期変動額						
剰余金の配当						△5,934
別途積立金の積立						-
当期純利益						24,161
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						42
土地再評価差額金の取崩						10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△20,662	△3,008	△10	△23,682	-	△23,682
当期変動額合計	△20,662	△3,008	△10	△23,682	-	△5,402
当期末残高	15,005	△5,025	27,781	37,762	176	460,881

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,858百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 本店建替損失引当金

本店建替損失引当金は、当行の本店建替に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積もった建替関連の損失見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、建物等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,370百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,269百万円、延滞債権額は49,038百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,429百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,167百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,905百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は21,600百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	706,907百万円
貸出金	434,140百万円
その他資産	96百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,671百万円
売現先勘定	79,420百万円
債券貸借取引受入担保金	321,008百万円
借入金	588,790百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他の資産50,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2,185百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、該当ありません。

8. 現先取引に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは1,407百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,767,135百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,683,372百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

24,597百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

41,286百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,772百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は38,889百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託21,374百万円であります。

16. 関係会社に対する金銭債権総額

21,892百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額

18,244百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 1,322百万円

役務取引等に係る収益総額 850百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 160百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 1,426百万円

その他の取引に係る費用総額 (営業経費) 483百万円

2. 当行は、当事業年度において減損損失を2,294百万円計上しており、このうち重要なものは以下の通りです。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
広島県広島市	研修所	土地、建物及び構築物	1,105
広島県広島市	本店飯店舗	建物及び構築物	1,072

(減損に至った経緯)

研修所については、譲渡することが決定したため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

本店飯店舗については、解体を行う予定であるため、回収可能価額を零として帳簿価額を全額減額しております。

(資産のグルーピングの方法)

当行では、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その額は譲渡予定価額により算定しております。

3. 関連当事者との取引に関する事項

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ひろぎん保証株式会社	所有 直接 100.00%	各種ローンの被債務保証取引 役員の兼任	ローン債権に対する被債務保証 (注)	831,528	—	—

(注) 保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,189	1	48	1,142	(注)
合計	1,189	1	48	1,142	

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買取1千株によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求0千株、役員報酬B I P信託による交付または市場への売却48千株によるものであります。
役員報酬B I P信託が所有する当行株式は、当事業年度末株式数に824千株含まれております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,927
関連法人等株式	414
出資金	2,029
合計	15,370

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	50,756	21,863	28,892
	債券	442,070	435,793	6,277
	国債	205,326	202,138	3,188
	地方債	79,883	79,047	836
	社債	156,860	154,607	2,252
	その他	172,608	168,987	3,620
	小計	665,434	626,644	38,790
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	24,928	31,579	△6,650
	債券	247,240	248,319	△1,079
	国債	114,601	115,169	△568
	地方債	53,031	53,182	△150
	社債	79,607	79,967	△360
	その他	178,408	188,599	△10,191
	小計	450,577	468,498	△17,921
合計		1,116,012	1,095,143	20,868

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	4,347
その他	2,457
合計	6,804

(* 1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(* 2) 当事業年度における非上場株式の減損処理額は、135百万円であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,424	7,572	733
債券	72,767	1,741	889
国債	72,425	1,719	889
地方債	—	—	—
社債	342	22	—
その他	341,456	7,746	4,377
合計	419,649	17,059	6,000

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,605百万円（うち、株式1,605百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2020年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2020年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2020年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	171	171	-	-	-

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,716百万円
有価証券評価損	720百万円
減価償却	1,485百万円
その他	6,026百万円
繰延税金資産小計	21,948百万円
評価性引当額	△1,060百万円
繰延税金資産合計	20,888百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	△9,368百万円
退職給付信託設定益・解除益	△691百万円
その他有価証券評価差額金	△5,863百万円
繰延税金負債合計	△15,922百万円
繰延税金資産(△負債)の純額	4,965百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,479円03銭
1株当たりの当期純利益金額	77円57銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	77円51銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口・76131口)が所有している当行株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、1株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は824千株、期中平均株式数は838千株であります。

第109期 事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(添付書類)

第109期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、信託業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを通じて、地域の皆さまに総合金融サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

2019年度のわが国経済は、米中貿易摩擦に伴う世界経済の減速等から、設備投資が底堅く推移したものの、輸出や生産活動が低調に推移しました。また、消費税率の引上げに伴い個人消費が減少するなど、弱めの動きが広がりました。

なお、年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、企業活動や消費行動が大きく停滞し、景気後退感が急速に強まりました。

当地方の経済は、設備投資が底堅く推移したほか、災害復旧・復興に伴い公共投資が高水準を持続しました。しかし、輸出や生産活動が弱めの動きを強めたほか、消費税率の引上げに伴い個人消費が低調に推移する中で、年明け以降、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、景気の停滞感が強まりました。

金融面では、日本銀行によるマイナス金利政策が維持される中、市場金利は短期、長期ともに0%近傍で推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

このような金融経済環境の下、当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのあるくひろぎんグループ」を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、「中期計画2017」（2017年度～2021年度）に基づき、「お客さまニーズを起点とした付加価値営業」の実践による収益構造の改革に努めてまいりました。

(商品・サービス)

バンキング業務について、法人のお客さまに対しては、蓄積した情報を活用の上、「豪雨災害時元本免除特約付き融資」、「<ひろぎん>売上拡大応援ローン」、「<ひろぎん>SDGs取組支援サービス」等の取扱開始など、精度の高い「ソリューション提案」により、お客さまの成長支援を実践し、預貸金量・収益の拡大を図りました。個人のお客さまに対しては、住宅ローン・消費者ローンの推進強化などに加え、キャッシュレス決済促進に向けたキャンペーンの実施やスマホアプリ「ひろぎんアプリ」の機能強化など、お客さまのライフサイクル・属性に応じた最適な商品・サービスの提供に努めました。

お客さまの資産形成に資するアセットマネジメント業務については、「<ひろぎん>信託商品『安心のみまもりサービス』」の取扱開始などに加え、「<ひろぎん>相続コンサルティングプラザ」の開設やひろぎん証券との共同店舗の拡大など、グループ一体となって、マーケットインに基づく「コンサルティング営業」の実践により、お取引基盤の拡充と預り資産残高の増強を図りました。

また、地方創生への取組みとして、各地方公共団体の施策実現に向けたコンサルティング支援を強化するとともに、地域の課題・ニーズを踏まえ、地域開発への参画や産業イノベーションを軸とした地域活性化に資する取組みを推進致しました。

(店舗及び店舗外現金自動設備)

店舗については、店舗ネットワーク見直しの一環として、2019年8月に八本松駅前出張所を八本松支店に統合致しました。

また、本店ビルの現地建替えについては、工事は計画どおり順調に進捗しており、2021年1月に竣工予定です。これに伴い、本店営業部は2018年2月から仮店舗にて営業致しております。

店舗外現金自動設備（店舗外ATM）については、期中7カ所に新設した一方で5カ所廃止し、期末現在で334カ所に設置しております。このほか「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中269カ所減少し、期末現在で全国49,068カ所（うち広島県内1,102カ所）となりました。

(SDGsへの取組みなど)

国連において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向け、当行グループの取組方針をまとめた「<ひろぎんグループ>SDGs宣言」を策定・公表したほか、「TCFD (気候変動関連財務情報開示タスクフォース)」提言に賛同表明致しました。

また、「銀行保証付私募債 (SDGs型)」や「<ひろぎん>SDGs取組支援サービス」の取扱開始など、付加価値の高い金融サービスの提供を通じて、地域社会の持続可能性の向上や地域経済の発展に貢献する取組みを積極的に進めてまいりました。

このほか、当行従事者による地域清掃活動・地域イベントへの参加や「<ひろぎん>キッズ・マネースクール」・「職場体験学習」等の金融教育支援の実施など、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも継続的かつ積極的に取り組んでおります。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援の下、ひろぎんグループ全従事者が一丸となって経営基盤の強化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

(預 金)

預金は、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金、法人預金、公金・金融預金とも増加し、期中2,786億円増加して、期末残高は7兆5,415億円となりました。

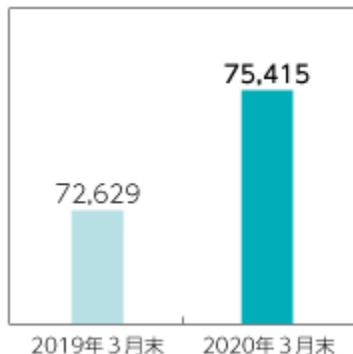
(貸 出 金)

貸出金は、地元のお取引先の資金ニーズに積極的にお応えした結果、事業性貸出金、個人ローンがともに大きく増加し、期中4,651億円増加して、期末残高は6兆4,797億円となりました。

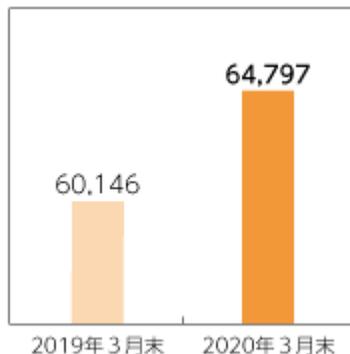
(有価証券)

有価証券は、市場動向に配慮した運用に努めました結果、株式が減少したことを主因として、期中502億円減少して、期末残高は1兆1,362億円となりました。

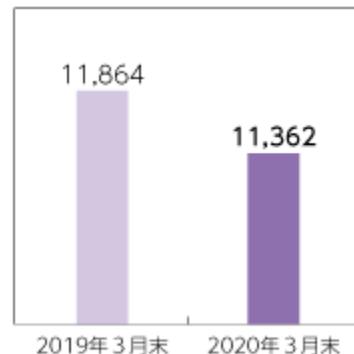
〈預金〉 (億円)



〈貸出金〉 (億円)



〈有価証券〉 (億円)



(損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比15億35百万円増加して374億84百万円、当期純利益は、前期比12億27百万円減少して241億61百万円となりました。

なお、連結ベースの経常利益は、前年度比19億51百万円増加して389億96百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比13億11百万円減少して242億70百万円となりました。

〔当行の対処すべき課題〕

新型コロナウイルスの感染症拡大は、いまだ終息に至っておらず、東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期されるなど、政治・経済に世界的な混乱が生じております。また、企業の経営状態や雇用環境の悪化が予想され、リーマンショックを超える経済環境の悪化を招く恐れがあります。当行の地元4県においても、中国等におけるサプライチェーンの混乱に伴う製造業の生産活動停滞や外出・活動自粛に伴う個人消費の悪化による小売・サービス業、特に飲食・宿泊・観光業への影響が顕在化しております。

また、現在の地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小や金融緩和政策に伴う収益環境の悪化に加え、デジタル技術の進展や規制緩和に伴う他業態も含めた競合環境の激化等により、その厳しさを増しております。

このような状況下、当行グループの持続的成長はもとより、地域金融機関としての使命である地域経済の更なる発展、成長に資する地域社会・お客さまの課題解決に向け、以下の取組みを進めてまいります。

① お客さまとの強固なリレーションの構築と付加価値の高いソリューションの提供

新型コロナウイルス感染症拡大による地域社会・経済への影響を踏まえ、地域経済を支える地域金融機関としての自覚を持ち、事業者や個人のお客さまへの資金繰り支援をはじめ、あらゆる面における支援を積極的かつ迅速に行ってまいります。これらの取組みを通じて地域の産業・雇用の維持・確保に努めるとともに、地域全体の経済活動を下支えしてまいります。

また、地域における新たな産業創出及び取引先企業の事業安定化や更なる成長に向け、事業性評価等により構築したお客さまとの強固なリレーションに基づき、取引先企業に対し円滑な資金仲介機能を発揮するとともに、エクイティ資金の供給をはじめとした従来の銀行業務にとどまらない付加価値の高いソリューションを提供してまいります。

加えて、中小企業における後継者不足等の問題が顕在化する中、次世代への資産・事業の円滑な承継に向け、相続・事業承継コンサルティングに注力してまいります。

併せて、地域の持続的発展に向けたまちづくりや都市再開発支援に取り組むとともに、お客さまニーズに応じた抜本的なチャネルの見直しやデジタルトランスフォーメーションへの取組強化等の対応を進めてまいります。

② 経営基盤の確立

金融インフラとしての機能を果たし、地域社会・お客さまの課題解決に資する積極的なリスクテイクを可能とする強固な財務基盤の構築に向け、抜本的な業務プロセスの見直し等の構造改革を実現するとともに、信用リスク管理・コンプライアンスリスク管理をはじめとしたリスクガバナンスの高度化を図ってまいります。

また、SDGsに関する社会的な関心の高まりや、地球温暖化や気候変動によって発生する自然災害等が地域経済及び当行グループにとっての大きなリスクとなっていることを踏まえ、本業を通じたSDGsへの取組強化を進めてまいります。

なお、お客さまのニーズは益々多様化・高度化しており、従来の銀行を中心とした体制では、お客さまニーズに的確に対応していくことが、今後、難しくなっていくものと考えられます。

当行グループは、多様化・高度化するお客さまニーズに対し、非金融を含めた業務領域の深化・拡大を図るため、2020年10月の持株会社体制への移行に向けた準備を進めております。持株会社体制においては、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元4県マーケットの中で、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットすることで、経営理念の実現を目指してまいります。これらの取組みを通じて、グループの持続的成長を実現するとともに、地域における当行グループの存在感を更に高めていきたいと考えております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	69,924	71,834	72,629	75,415
	定期性預金	24,824	23,491	22,516	21,935
	その他の	45,100	48,343	50,112	53,479
社	債	200	—	—	—
貸	出金	56,051	58,523	60,146	64,797
	個人向け	10,635	11,033	11,377	11,800
	中小企業向け	26,594	28,212	29,362	30,921
	その他の	18,821	19,277	19,406	22,075
特	定取引資産	91	58	58	62
(トレーディング資産)				
特	定取引負債	71	40	38	38
(トレーディング負債)				
有	価証券	17,650	13,934	11,864	11,362
	国債	7,864	4,862	3,173	3,199
	その他の	9,785	9,071	8,691	8,163
総	資産	88,575	90,228	89,179	94,119
内	国為替取扱高	561,478	554,715	541,802	545,612
外	国為替取扱高	百万ドル 18,411	百万ドル 22,067	百万ドル 19,849	百万ドル 24,462
経	常利益	百万円 43,231	百万円 37,994	百万円 35,949	百万円 37,484
当	期純利益	百万円 29,989	百万円 27,034	百万円 25,388	百万円 24,161
1	株当たりの当期純利益	円 銭 96 13	円 銭 86 74	円 銭 81 53	円 銭 77 57
信	託財産	516	561	574	601
信	託報酬	百万円 183	百万円 178	百万円 152	百万円 189

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,382	1,249	1,212	1,271
経常利益	450	350	370	389
親会社株主に帰属する当期純利益	312	258	255	242
純資産額	4,471	4,777	4,873	4,820
総資産	88,732	90,521	89,526	94,386

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,412人	3,405人
平均年齢	40年3月	40年4月
平均勤続年数	16年8月	16年10月
平均給与月額	390千円	395千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当年度末		前年度末	
広	島	県	132店	うち出張所 (12)	133店	うち出張所 (13)
岡	山	県	10	(ー)	10	(ー)
山	口	県	7	(ー)	7	(ー)
島	根	県	1	(ー)	1	(ー)
愛	媛	県	6	(ー)	6	(ー)
福	岡	県	2	(ー)	2	(ー)
兵	庫	県	2	(ー)	2	(ー)
大	阪	府	1	(ー)	1	(ー)
愛	知	県	1	(ー)	1	(ー)
東	京	都	1	(ー)	1	(ー)
国	内	計	163	(12)	164	(13)
海		外	—	(ー)	—	(ー)
合		計	163	(12)	164	(13)

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、代理店、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
駐在員事務所	4カ所	3カ所
代理店	2カ所	3カ所
店舗外現金自動設備	49,402カ所	49,669カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を49,068カ所（前年度末49,337カ所）含んでおります。

□ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所につきましては、該当ありません。

- (注) 1. 当年度において八本松支店八本松駅前出張所を廃止いたしました。
2. 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を7ヵ所新設いたしました（コンビニATMを除く）。

藤三安浦ショッピングセンター出張所	(広島県呉市安浦町)
三原市役所出張所	(広島県三原市港町)
エブリイ呉宮原店出張所	(広島県呉市宮原)
マックスバリュ海田店出張所	(広島県安芸郡海田町)
八本松駅前出張所	(広島県東広島市八本松町)
e k i e 広島駅北口出張所	(広島県広島市南区松原町)
ピュアークック毘沙門台店出張所	(広島県広島市安佐南区毘沙門台)

また、当年度において、新幹線口共同出張所、サンシティー出張所、宮島口もみじ本陣共同出張所、アルパーク天満屋出張所、フレスタ木之庄店出張所を廃止いたしました（コンビニATMを除く）。

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号	金融商品取引業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,500
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗	980
事 務 所 ほ か	519

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	担保不動産の評価業 務、連結決算・印 刷・製本業務等	1989年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	2007年 7月25日	百万円 5,000	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	2001年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	資産運用業務	2017年 8月3日	百万円 150	% 100.00	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発 行業務、消費者ロー ン等の信用保証業務	1987年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の 信用保証業務	1978年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース・オートリー ス業務	1980年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行の連結される子会社は6社、持分法適用の関連法人等は1社であります。
4. 2020年4月1日、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社（100%出資）を設立いたしました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（HIT-LINE代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田晃治	取締役会長（代表取締役）	広島商工会議所 会頭	
部谷俊雄	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・デジタル戦略部・ 東京事務所 担当		
廣田亨	取締役専務執行役員 営業統括部・法人企画部・ 公務営業部 担当		
小尻泰史	取締役常務執行役員 人事総務部・リスク統括部 担当		
中間克彦	取締役常務執行役員 融資部・船舶ファイナンス部 担当		
前田昭	取締役常務執行役員 アセットマネジメント部・ 個人ローン部・資金証券部 担当		
尾木朗	取締役常務執行役員 総合企画部・事務統括部・ IT統括部 担当 デジタル戦略部 補佐		
住川雅洋	取締役（社外）		
前田香織	取締役（社外）	広島市立大学大学院 情報科学研究科 教授	
三浦惺	取締役（社外）	日本生命保険相互会社 社外取締役	
片山仁	常任監査役（常勤）		
益裕治	常任監査役（常勤）		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
武井康年	監査役（社外）	弁護士法人広島総合法律 会計事務所 弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役	
高橋義則	監査役（社外）		公認会計士
吉田正子	監査役（社外）	損害保険ジャパン日本興 亜株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の武井康年、高橋義則及び吉田正子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の高橋義則は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺、監査役の武井康年及び高橋義則は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
5. 取締役の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。
6. 監査役の吉田正子が社外取締役を務める損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。
7. 2020年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
尾木朗	取締役専務執行役員 総合企画部・事務統括部・ IT統括部 担当 デジタル戦略部 補佐		
小尻泰史	取締役常務執行役員 人事総務部 担当		
前田昭	取締役常務執行役員 アセットマネジメント部・ 個人ローン部 担当		

8. 取締役専務執行役員の廣田亨は2020年4月30日付で辞任いたしました。
9. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役専務執行役員	荒木裕三	2019年6月26日（任期満了）
常任監査役（常勤）	水谷泰之	2019年6月26日（任期満了）

(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
本川 浩司	専務執行役員	地区担当役員
小尻 郁男	専務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
小池 政弘	常務執行役員	本店営業部本店長
岡野 帝男	常務執行役員	地区担当役員
國村 充弘	執行役員	岡山支店長
東山 浩幸	執行役員	資金証券部長
清宗 一男	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
苅屋 田史嗣	執行役員	東京支店長
戸井 秀樹	執行役員	徳山支店長
箱田 浩二	執行役員	今治支店長
深町 心一	執行役員	尾道支店長
山下 佳孝	執行役員	監査部長
坂井 浩司	執行役員	法人営業部・国際営業部 担当
佐藤 弘規	執行役員	福山営業本部本部長

(注) 1. 2020年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
東山浩幸	常務執行役員	資金証券部 担当
清宗一男	常務執行役員	営業統括部・法人企画部・公務営業部 補佐
苅屋田史嗣	常務執行役員	
戸井秀樹	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
箱田浩二	常務執行役員	今治支店長
深町心一	常務執行役員	リスク統括部 担当

2. 2020年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
徳永光俊	執行役員	徳山支店長
柳田剛	執行役員	東京支店長
岩手弘己	執行役員	尾道支店長
藤広稔	執行役員	本店営業部本店長
廣江裕治	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
横見真一	執行役員	総合企画部長

3. 2020年5月1日付で次のとおり執行役員の担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
清宗一男	常務執行役員	営業統括部・法人企画部・公務営業部 担当

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	11人	437
監査役	6人	82
計	17人	519

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。
- a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。
（1990年6月28日第79期定時株主総会決議）
- b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。
（2015年6月25日第104期定時株主総会決議）

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超 ～ 330億円以下	110百万円
270億円超 ～ 300億円以下	100百万円
240億円超 ～ 270億円以下	90百万円
210億円超 ～ 240億円以下	80百万円
180億円超 ～ 210億円以下	70百万円
150億円超 ～ 180億円以下	60百万円
120億円超 ～ 150億円以下	50百万円
90億円超 ～ 120億円以下	40百万円
60億円超 ～ 90億円以下	30百万円
30億円超 ～ 60億円以下	20百万円
30億円以下	—

- c. 当行は、2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入しております。信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度ごとに合計900百万円であります。
3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額7百万円としております。
（2010年6月29日第99期定時株主総会決議）
4. 上記の取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬90百万円及び取締役に対する役員報酬B I P信託に係る株式給付引当金繰入額98百万円を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋 (取締役)	
前田 香織 (取締役)	広島市立大学大学院情報科学研究科 教授
三浦 惺 (取締役)	日本生命保険相互会社 社外取締役
武井 康年 (監査役)	弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役
高橋 義則 (監査役)	
吉田 正子 (監査役)	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 社外取締役

(注) 1. 当行と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

2. 監査役の吉田正子が社外取締役を務める損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋 (取締役)	6年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前田 香織 (取締役)	4年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
三浦 惺 (取締役)	3年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
武井 康年 (監査役)	8年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高橋 義則 (監査役)	4年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	公認会計士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉田 正子 (監査役)	4年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	45 (一)	—

(注) () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	312,315千株

(自己株式317千株を除く)

(注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式824千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 19,384名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	18,134千株	5.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,194	5.18
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	7,500	2.40
シーピー化成株式会社	7,463	2.38
日本生命保険相互会社	6,042	1.93
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
中国電力株式会社	6,004	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	5,920	1.89
株式会社福岡銀行	5,500	1.76

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式 (317千株) を控除して計算しております。
なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式824千株を含んでおりません。
4. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,800株 ③ 権利行使価格(1株当たり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2010年7月29日～2040年7月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称 株式会社広島銀行第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,750株 ③ 権利行使価格(1株当たり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2011年7月28日～2041年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称 株式会社広島銀行第3回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,100株 ③ 権利行使価格(1株当たり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2012年7月28日～2042年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 35,000株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2013年7月26日～2043年7月25日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社広島銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 39,650株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日～2044年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名
	① 名称 株式会社広島銀行第6回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 28,150株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2015年8月1日～2045年7月31日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第7回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,150株 ③ 権利行使価格(1株当たり) 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2016年7月30日~2046年7月29日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高山 裕三 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 大江 友樹	73	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるフラット35（保証型）における債権調査業務及び日本版CRS、FATCA対応に伴うコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。
当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		86百万円

- (注) 1. 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行は、経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

<経営ビジョン>

地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する

<行動規範>

ひろぎんグループは、5つの行動規範に基づく健全経営に徹します

1. 地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します
2. お客さまのご満足とご安心の向上に取組みます
3. 企業価値の持続的な向上に努めます
4. 明るく働きがいのある企業をつくります
5. 高いレベルのコンプライアンスを実践します

そのため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、都度必要な見直しを行っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記する中、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めています。併せて、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識する中で、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めるとともに、「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底しています。その上で、法令等遵守及び顧客保護等管理を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を決議しています。また、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、従事者が、リスク統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を整備しています。

加えて、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

さらに、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

その他、金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

加えて、「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者が閲覧できるよう整備しており、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定めています。

また、行内諸規程において、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報の保存についても定め、適切な情報保存・管理態勢を構築しています。

(運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部店において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため「統合的リスク管理規程」を制定し、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図っています。その上で、半期ごとに「統合的リスク管理方針書」を決議し、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。併せて、当行のビジネスモデルやリスク認識を踏まえた、適切なリスクテイクの推進やリスク・リターン最適化を図るため、R A F（リスクアペタイト・フレームワーク）の構築に取り組んでおります。

また、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。

加えて、「危機管理規程」において、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクに適切に対応するため、「業務継続計画（BCP）」として優先して継続する重要業務等を定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、「統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。併せて、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングする中、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行では、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任しています。

また、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備しています。

(運用状況の概要)

経営会議・審査会において、経営全般の重要事項・重要な貸出案件を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切に対応しています。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社のリスク管理・危機管理に関する指導・管理は、当行の「統合的リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づいて実施することを定めています。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ会社の業務運営に関する指導・管理は、グループ会社全体の統括管理部署と業務所管部署が連携して行うことを定めています。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社の法令等遵守に関する指導・管理は、当行の「コンプライアンス規程」に基づいて実施することを定めています。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部署の部門担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。

加えて、当行の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の運営・管理態勢を構築しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行では、監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の指揮下に置いています。

(運用状況の概要)

「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。

また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務部は監査役に協議することとしています。

(7) 監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」において、監査役への報告ルールを整備し、法令等に違反する行為等が発生した場合には、リスク統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

「グループ会社運営・管理規程」において、法令等違反行為発生時における監査役への報告ルールのほか、「ホットライン制度」をグループベースで整備しています。具体的には、法令等遵守に係る諸問題について、グループ会社内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、グループ会社従事者が、当行のリスク統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる制度を整備するとともに、当該報告が法令等違反行為発生に該当する場合、リスク統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

(運用状況の概要)

行内諸規程において、監査役への報告ルールを整備しているほか、各店は、監査役からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」、「グループ会社運営・管理規程」において、通報（相談）者保護を定めています。

(運用状況の概要)

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることが定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行では、「本部決裁権限規程」において、監査役の職務執行に係る予算措置・経費の取扱いを定めています。

(運用状況の概要)

毎年度、監査役と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当行経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行では、「取締役会規程」等の諸規程にて、取締役会は監査役の出席を求めて開催すること、経営会議・審査会に監査役は出席できることを定めています。

(運用状況の概要)

監査役は、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議のほか、統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査役は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当行では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当行の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取り組んでおります。

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、次の5つの基本方針を掲げて取り組んでいます。

- ① 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します。
- ② 企業の社会的責任（CSR）への取り組みを強化するとともに、地域社会、お客さま、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します。
- ③ ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します。
- ④ 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います。
- ⑤ 株主の皆さまとの建設的な対話を行い、適切な対応に努めます。

(2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、中期計画策定などの経営の重要な意思決定を行うほか、実効性の高い経営監督機能を発揮するため、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を重視し、当行の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験、幅広い知見を有する社外取締役で構成しています。なお、会社法で定められた社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づいて、独立役員である社外取締役を選任しています。

その中、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供しています。

(3) 社外役員の有効な活用

独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

その中、取締役の報酬・指名については、決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会を設置しており、同諮問委員会における審議を踏まえ、これを決定しています。

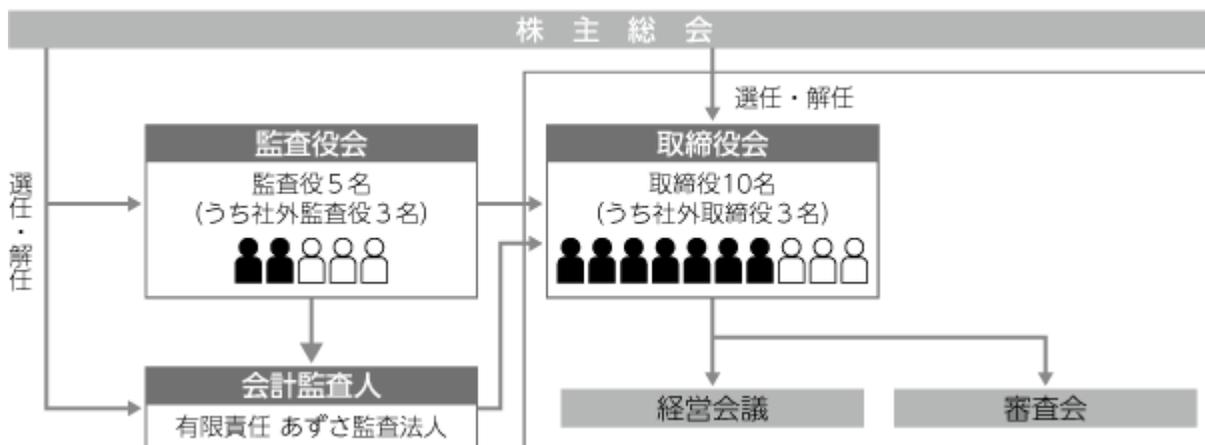
なお、社外役員に対して、当行外の場合でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明会を開催しているほか、行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

加えて、社外取締役と監査役との連絡会（社外役員連絡会）を開催し連携強化に努めるなど、情報共有と共通認識の確保を図っています。

*参考資料「模式図」

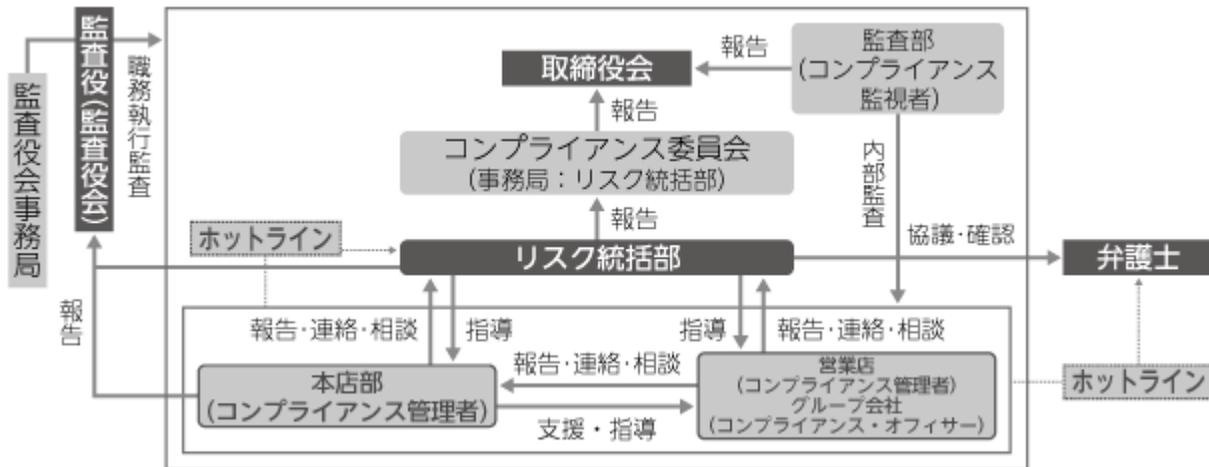
(業務執行・経営の監視の仕組み)

社内 社外

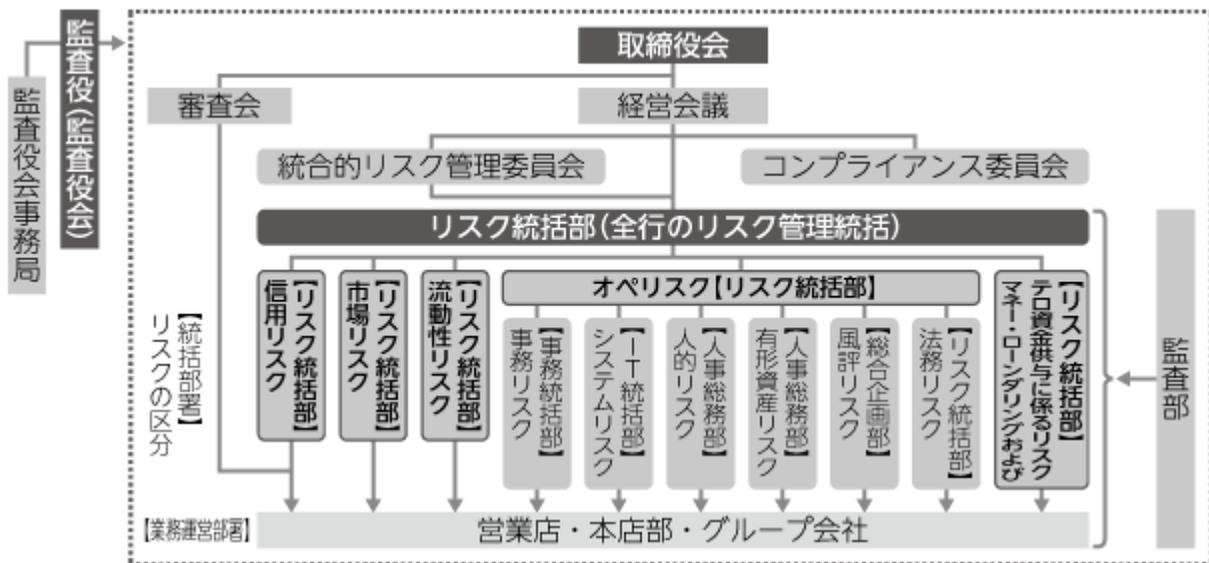


※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員18名（2020年4月1日現在）を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



(リスク管理体制)



第109期 附属明細書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

第109期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 附属明細書

2020年5月12日 作成

2020年6月4日 備付

住所 広島市中区紙屋町1丁目3-8

株式会社 広島銀行

代表取締役 部 谷 俊 雄



1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
有形固定資産							%
建物	13,054	881	1,292	904	11,738	30,977	72.52
土地	61,363	271	4,991	-	56,644 (41,301)	-	1.17
リース資産	588	43	-	70	561	195	25.84
建設仮勘定	4,514	1,509	693	-	5,330	-	-
その他の有形固定資産	15,369	6,839	2,631 (2,294)	877	18,699 (84)	10,112	41.62
有形固定資産計	94,890	9,545	9,609 (2,294)	1,852	92,974 (41,386)	41,286	32.70
無形固定資産							
ソフトウェア	7,251	2,431	29	2,722	6,931	34,663	83.33
その他の無形固定資産	2,180	2,280	2,271	1	2,188	299	18.06
無形固定資産計	9,431	4,712	2,300	2,724	9,119	34,962	79.39

- 注 1. 「当期減少額」の()内は、減損処理額を内書きしております。
 2. 「当期末残高」の()内は、土地の再評価に関する法律に基づく再評価差額であります。
 3. 「償却累計額」には、減損損失累計額を含んでおりません。
 4. 「償却累計率」は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(2) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当期首 残 高	当 期 増加額	当期減少額		当期末 残 高	計上理由及び 算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	31,101	31,848	2,043	29,057	31,848	
睡眠預金払戻損失引当金	3,558	—	1,027	—	2,530	
ポイント引当金	79	94	79	—	94	
株式給付引当金	341	248	42	—	547	
本店建替損失引当金	846	—	846	—	—	
固定資産解体費用引当金	—	1,177	—	—	1,177	
計	35,927	33,369	4,039	29,057	36,198	

注 「当期減少額」(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。
貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額

(3) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	22,695
退 職 給 付 費 用	△3,876
福 利 厚 生 費	209
減 価 償 却 費	4,586
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	2,657
営 繕 費	93
消 耗 品 費	694
給 水 光 熱 費	517
旅 費	268
通 信 費	1,537
広 告 宣 伝 費	677
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	497
租 税 公 課	3,514
そ の 他	18,063
計	52,138

2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

事業報告に記載のとおりであります。

第109期 連結計算書類

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 6社

ひろぎんビジネスサービス株式会社

ひろぎん証券株式会社

しまなみ債権回収株式会社

ひろぎんリートマネジメント株式会社

ひろぎんカードサービス株式会社

ひろぎん保証株式会社

(連結の範囲の変更)

前連結会計年度まで当行の連結される子会社及び子法人等であったひろぎんウェルスマネジメント株式会社は、当行を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

ブルーインベストメント投資事業有限責任組合

しまなみ価値創造投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

② 持分法適用の関連法人等 1社

ひろぎんリース株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

ブルーインベストメント投資事業有限責任組合

しまなみ価値創造投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当なし

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日

6社

第109期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,472,936	預 金	7,529,577
コールローン及び買入手形	6,711	譲 渡 性 預 金	161,708
買入金銭債権	7,820	コ ー ル マ ネ ー	100,000
特定取引資産	6,241	売 現 先 勘 定	79,420
金銭の信託	9,971	債券貸借取引受入担保金	321,008
有価証券	1,125,896	特定取引負債	3,814
貸出金	6,483,336	借 用 金	641,035
外国為替	34,990	外 国 為 替	3,502
その他資産	113,677	信 託 勘 定 借	32
有形固定資産	93,446	そ の 他 負 債	61,004
建 物	11,861	退職給付に係る負債	43
土 地	56,646	役員退職慰労引当金	29
リ ー ス 資 産	563	睡眠預金払戻損失引当金	2,530
建設仮勘定	5,330	ポ イ ン ト 引 当 金	142
その他の有形固定資産	19,044	株 式 給 付 引 当 金	547
無形固定資産	9,244	固定資産解体費用引当金	1,177
ソフトウェア	7,018	特 別 法 上 の 引 当 金	38
その他の無形固定資産	2,225	繰 延 税 金 負 債	861
退職給付に係る資産	70,853	再評価に係る繰延税金負債	13,605
繰延税金資産	705	支 払 承 諾	36,470
支払承諾見返	36,470	負債の部合計	8,956,552
貸倒引当金	△33,692	(純資産の部)	
		資 本 金	54,573
		資 本 剰 余 金	30,740
		利 益 剰 余 金	347,714
		自 己 株 式	△998
		株 主 資 本 合 計	432,030
		その他有価証券評価差額金	15,010
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△5,025
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,781
		退職給付に係る調整累計額	12,084
		その他の包括利益累計額合計	49,850
		新 株 予 約 権	176
		純資産の部合計	482,057
資産の部合計	9,438,609	負債及び純資産の部合計	9,438,609

第109期 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		127,149
資金運用収益	75,813	
貸出金利息	62,256	
有価証券利息配当金	11,598	
コールローン利息及び買入手形利息	283	
預け金利息	368	
その他の受入利息	1,306	
信託報酬	189	
役務取引等収益	28,255	
特定取引収益	3,212	
その他業務収益	10,242	
その他経常収益	9,435	
償却債権取立益	8	
その他の経常収益	9,427	
経常費用	8,396	88,153
資金調達費用	1,881	
預金利息	53	
譲渡性預金利息	△36	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,780	
売現先利息	567	
債券貸借取引支払利息	729	
借入金利息	3,422	
その他の支払利息	10,057	
役務取引等費用	4,933	
その他業務費用	57,345	
その他経常費用	7,420	
貸倒引当金繰入額	2,859	
その他の経常費用	4,561	
経常利益		38,996
特別利益		9
固定資産処分益	8	
金融商品取引責任準備金取崩額	1	
特別損失		3,579
固定資産処分損失	202	
減損損失	2,306	
固定資産解体費用引当金繰入額	1,070	
税金等調整前当期純利益		35,425
法人税、住民税及び事業税	8,698	
法人税等調整額	2,457	
法人税等合計		11,155
当期純利益		24,270
親会社株主に帰属する当期純利益		24,270

第109期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	54,573	30,740	329,367	△1,040	413,641
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,934		△5,934
親会社株主に帰属する当期純利益			24,270		24,270
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		△0		42	42
土地再評価差額金の取崩			10		10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	18,346	41	18,388
当 期 末 残 高	54,573	30,740	347,714	△998	432,030

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	35,676	△2,016	27,792	12,121	73,574	176	487,391
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△5,934
親会社株主に帰属する当期純利益							24,270
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							42
土地再評価差額金の取崩							10
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,666	△3,008	△10	△37	△23,723	-	△23,723
当 期 変 動 額 合 計	△20,666	△3,008	△10	△37	△23,723	-	△5,334
当 期 末 残 高	15,010	△5,025	27,781	12,084	49,850	176	482,057

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,858百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当行の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、建物等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託を導入しております。

(1) 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当行株式等については、予め当行が信託設定した金銭により取得します。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

- ①信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- ②信託における帳簿価額は721百万円であります。
- ③信託が保有する自社の株式の期末株式数は824千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 (連結子会社の株式を除く) 5,001百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,304百万円、延滞債権額は49,038百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (1965年政令第97号) 第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,429百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,167百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,939百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、21,600百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	706,907百万円
貸出金	434,140百万円
その他資産	1,496百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,671百万円
売現先勘定	79,420百万円
債券貸借取引受入担保金	321,008百万円
借入金	590,332百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、その他資産50,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金26,885百万円、保証金2,357百万円及び先物取引差入証拠金1,469百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替等の額面金額は、該当ありません。

8. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは15,675百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,752,135百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,668,372百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

24,597百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

41,665百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,772百万円

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は38,889百万円であります。

15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託21,374百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益8,571百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却1,741百万円、株式等売却損1,160百万円、貸出金償却1,147百万円を含んでおります。
3. 当行グループは、当連結会計年度において減損損失を2,306百万円計上しており、このうち重要なものは以下の通りです。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
広島県広島市	研修所	土地、建物及び構築物	1,105
広島県広島市	本店仮店舗	建物及び構築物	1,072

(減損に至った経緯)

研修所については、譲渡することが決定したため、回収可能価額まで帳簿価額を減額しております。

本店仮店舗については、解体を行う予定であるため、回収可能価額を零として帳簿価額を全額減額しております。

(資産のグルーピングの方法)

当行グループでは、営業用店舗等を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。また、本部、社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その額は譲渡予定価額により算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	312,633	—	—	312,633	
合計	312,633	—	—	312,633	
自己株式					
普通株式	1,216	1	48	1,169	(注)
合計	1,216	1	48	1,169	

(注) 自己株式数の増加は単元未満株式の買取1千株によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求0千株、役員報酬B I P信託による交付または市場への売却48千株によるものであります。
役員報酬B I P信託が所有する当行株式は、当連結会計年度末株式数に824千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権			—		176		
	合計			—		176		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年 6月26日 定時株主総会	普通株式	3,123百万円 (注1)	10.0円	2019年 3月31日	2019年 6月27日
2019年 11月11日 取締役会	普通株式	2,810百万円 (注2)	9.0円	2019年 9月30日	2019年 12月10日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金8百万円が含まれております。

(注2) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金7百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月25日 定時株主総会	普通株式	4,216百万円 (注)	利益剰余金	13.5円	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託に対する配当金11百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行及びグループ会社（以下、「当行」という。）は、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当行が保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び地域経済の発展や当行の中長期的な企業価値の向上などを目的に保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びALMの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちALMの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

(審査体制)

当行では、営業店が採り上げる主要な貸出案件について、営業部門とは独立した審査部門が、厳正な審査を行う体制となっております。審査部門では、業種毎に審査ラインを設けて対応しているほか、取引先企業の財務内容を健全化し、企業再生を実現するための専任ラインを設けており、取引先の経営改善支援の取り組みにも力を注いでおります。

貸出案件の採り上げに当たっては、取締役会が定めた「与信基本原則規程」に基づき、法令や公序良俗に反する案件を排除することはもちろん、資金使途や返済原資、保証や担保等を十分確認するほか、収益性や公共性の観点からも慎重な検討を行っております。

また、お客さまからの借入条件の変更等の申込みについては、同様に取締役会が定めた「金融円滑化管理に関する基本方針」に基づき、お客さまの実態に合わせた真摯な対応を行っています。審査においては財務諸表等の表面的計数や特定の業種であることのみに基づく機械的・画一的な判断を行わない等、お客さまのニーズ・悩みを共有し、創意工夫するなかで、適切かつ迅速な審査を行うこととしています。

審査体制の充実・強化については、個別与信管理の中で企業の信用力の適切な把握に努めているほか、様々な研修等により行員の審査能力向上を図る等、継続的に取り組んでおります。

(信用格付制度をベースとしたリスク管理)

貸出金の信用リスクを客観的に把握するため、当行では信用格付制度を導入し、取引先の信用力格差を財務データ等に基づき12段階に細分化して、その変化を継続的に把握しております。また、格付に基づく信用リスクの計量化を実施し、貸出資産における信用リスクの状況の把握や資本配賦運営等に活用しております。

さらに、格付別のデフォルト率やデフォルト先からの回収実績等、信用リスクの計量化に必要なデータを蓄積・整備するとともに、高度な計量化手法を導入し、より精緻にリスク量を把握するよう努めております。

(資産の自己査定)

信用格付制度の運営と並行して、毎年度行う資産の自己査定により、貸出等の資産内容の健全性を厳しくチェックしております。具体的には、営業店で融資先の財務状況に基づき査定した結果について、その妥当性を本店の審査部門でチェックしております。さらに、リスク統括部が主要なものを抽出し、再度、その妥当性と正確性を厳格に検証するとともに、監査部門がプロセス監査を実施しております。この自己査定に基づいて、回収ができないと合理的に見込まれるものは、全額引当処理（当該連結会計年度の損失として計上すること）を行い、資産の内容を常に健全な状態に保っております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当行では、有価証券だけでなく、預貸金等を含めた資産・負債の総合管理（ALM）の充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。ALMに基づく分析・シミュレーション結果は、経営計画策定上の重要な判断要素として毎年度の経営方針に反映しております。

また、市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

(トレーディング勘定のリスク管理)

トレーディング勘定（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、バンキング勘定（預貸金取引及び投資有価証券取引とそれに関連する取引）との性格の違いから、特別な管理を行っております。当行では特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。自己ポジションによるディーリングについては、ポジション枠やロスカット等に関する厳格なルールの下で、限定的なポジションでの運営に努めているほか、対顧客取引については、原則として銀行間市場でフルカバーをとることにより、スクエアポジションでの運営を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当行では、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、国債などの高流動性資産を確保しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、「連結貸借対照表計上額」の重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等については、次表に含めておりません（(注2) 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時価	差額
資 産			
(1) 現金預け金	1,472,936	1,472,936	—
(2) コールローン及び買入手形	6,711	6,711	—
(3) 買入金銭債権	7,820	7,820	—
(4) 特定取引資産 (* 2)			
売買目的有価証券	1,141	1,141	—
(5) 金銭の信託	9,971	9,971	—
(6) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	1,114,090	1,114,090	—
(7) 貸出金	6,483,336		
貸倒引当金 (* 1)	△31,180		
	6,452,155	6,612,298	160,142
資産計	9,064,827	9,224,970	160,142
負 債			
(1) 預金	7,529,577	7,529,950	373
(2) 譲渡性預金	161,708	161,709	0
(3) コールマネー及び売渡手形	100,000	100,000	—
(4) 売現先勘定	79,420	79,420	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	321,008	321,008	—
(6) 借用金	641,035	643,554	2,518
負債計	8,832,751	8,835,643	2,892
デリバティブ取引 (* 1) (* 3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,403	2,403	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,720)	(6,720)	—
デリバティブ取引計	(4,317)	(4,317)	—

- (* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、デリバティブに対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (* 2) 特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。
- (* 3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金についても、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、約定期間が短期間であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

金銭の信託のうち、外部格付を有するものは、元利金の合計額を期間ごとの外部格付別平均利回りで割り引いて時価を算定しております。それ以外のものについては、信託財産構成物が満期のない預け金等から構成されており、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は、取引所の価格、債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定（*）しております。

(*) 金利スワップ等の特例処理の対象とされた長期貸出金の時価については、金利スワップ等の時価（「デリバティブ取引」参照）を当該長期貸出金の時価に加算して算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利関連取引及び通貨関連取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等によっております。地震デリバティブ取引等については、取得価額をもって時価としております。

なお、金利スワップ等の特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該長期貸出金の時価に含めて記載しております（「資産(7)」参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産(6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	7,319
その他	4,486
合計	11,805

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について135百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△2

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	50,756	21,863	28,892
	債券	442,070	435,793	6,277
	国債	205,326	202,138	3,188
	地方債	79,883	79,047	836
	社債	156,860	154,607	2,252
	その他	172,608	168,987	3,620
	小計	665,434	626,644	38,790
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	24,928	31,579	△6,650
	債券	247,240	248,319	△1,079
	国債	114,601	115,169	△568
	地方債	53,031	53,182	△150
	社債	79,607	79,967	△360
	その他	178,408	188,599	△10,191
	小計	450,577	468,498	△17,921
合計		1,116,012	1,095,143	20,868

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,424	7,572	733
債券	72,767	1,741	889
国債	72,425	1,719	889
地方債	—	—	—
社債	342	22	—
その他	341,456	7,746	4,377
合計	419,649	17,059	6,000

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,605百万円（うち、株式1,605百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2020年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2020年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2020年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	9,971	9,971	-	-	-

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,547円15銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	77円92銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	77円87銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口・76131口) が所有している当行株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、1 株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1 株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は824千株、期中平均株式数は838千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプションの内容

	2010年ストック・オプション	2011年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 191,600株	普通株式 179,150株
付与日	2010年7月28日	2011年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2010年7月29日 ～2040年7月28日	2011年7月28日 ～2041年7月27日

	2012年ストック・オプション	2013年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 225,050株	普通株式 133,700株
付与日	2012年7月27日	2013年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2012年7月28日 ～2042年7月27日	2013年7月26日 ～2043年7月25日

	2014年ストック・オプション	2015年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 10名	社外取締役以外の 当行取締役 8名
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 154,700株	普通株式 82,500株
付与日	2014年7月30日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月31日 ～2044年7月30日	2015年8月1日 ～2045年7月31日

	2016年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	社外取締役以外の 当行取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 125,350株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2016年7月30日 ～2046年7月29日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,800	16,750	38,100	35,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	15,800	16,750	38,100	35,000

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	39,650	28,150	54,150
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	39,650	28,150	54,150

② 単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

(企業結合等関係)

(連結子会社の吸収合併)

当行は、2018年11月7日開催の取締役会において、当行の連結子会社であるひろぎんウェルスマネジメント株式会社を吸収合併することを決議し、2019年4月1日付で合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社広島銀行
事業の内容	銀行業
被結合企業の名称	ひろぎんウェルスマネジメント株式会社
事業の内容	保険代理業

(2) 企業結合日

2019年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を存続会社、ひろぎんウェルスマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社広島銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

業務の効率化によるグループ経営の一層の強化及びサービスの一層の充実を目的として吸収合併するものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当行は、2019年12月20日開催の取締役会において、当行が100%出資する子会社の設立を決議し、2020年4月1日付で設立いたしました。

1. 設立の目的

当行は、これまで事業性評価を通じた地域のお客さまの真の経営課題の把握や様々な資金使途に応じた適切なファイナンスを行うとともに、観光産業活性化支援をはじめとする地方創生に取り組んでまいりました。

そうしたなか今後を展望しますと、お客さまの経営課題の複雑化・多様化や地域活性化に係る資金ニーズの増加が見込まれます。

今般の投資専門子会社の設立により、ファンド運営及び積極的なエクイティの供給をはじめとした金融仲介機能を充実し、お客さまのニーズにお応えするなか地域活性化に取り組んでまいります。

当行グループは、当社を通じて業務軸を拡大し、ベンチャー企業の育成・支援やエクイティの保有によるお客さまの経営課題の解決に取り組むとともに地方創生に貢献し、強固なグループの経営基盤を構築してまいります。

2. 子会社の概要

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 名称 | ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社 |
| (2) 事業内容 | 投資業 |
| (3) 設立年月日 | 2020年4月1日 |
| (4) 資本金 | 100百万円 |
| (5) 株主 | 株式会社広島銀行 (100%子会社) |